

個人情報保護方針

1. 本方針について

本方針は、東久留米市立本村小学校（以下本校と言う）の教育に関わるすべての方が本校の教育活動並びに学校運営に関わって取得した関係者の方の個人情報の取り扱い方針を定めるものです。
2. 用語の意味

本方針において、「個人情報」（ 1）「個人データ」（ 2）「保有個人データ」（ 3）は、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます）第2条各号に定める意味を有します。
3. 個人情報の収集

本校は、教育活動並びに学校運営にあたり、主に以下のような、児童及び保護者、教職員に関する情報を取得します。なお、以下は例示であり、また、情報の具体的内容によっては個人情報に該当しない場合もあります。

 - 3-(1)保護者並びに児童・教職員から提供される情報
 - ・ 氏名（フリガナを含む）、住所、電話番号（携帯電話・FAXを含む）、電子メールアドレス、携帯メールアドレス、教職員並びに保護者に関わる諸情報（会社名・団体名、部署名・役職、勤務先所在地、その他連絡先に関する情報、生年月日、性別など、児童・保護者・教職員から本校に、または、第三者機関等を通じて任意に通知される一切の情報を含む）
 - ・ 第三者機関が学校教育並びに運営上とは別に取得した個人情報で所定の手続きにより、本校に提供された情報。
 - ・ 動画・静止画による個人が特定可能な映像並びに音声情報
 - 3-(2)教育活動・管理に関連して取得される情報
 - ・ 教育関係機関等から児童の教育上及び事務手続き上提供される児童の学籍並びに学習状況、健康状況等に関する情報
 - ・ 児童が教育活動の過程で作成した文書・図画・作品類・映像・音声に関する情報
 - ・ 教職員に関する管理運営上必要な一切の情報
 - ・ 給食費納入に関わる金融機関口座名義人名・金融機関名・預貯金の種別・口座番号及び給食費納入履歴
4. 使用目的並びに

・ 本校は、東久留米市個人情報保護条例に従い、本校及び東久

取り扱いについて

留米市教育委員会が取得した児童・保護者・教職員の個人情報について、本校の教育活動並びに児童の安全確保及び教育行政の適正な執行に供する目的のために利用いたします。

また、ご本人から個別の同意がない限り、本校並びに東久留米市教育委員会並びに学校教育関係機関以外の第三者に情報提供することはありません。また、転出、卒業等により学籍が本校に無くなった場合でも第三者に個人情報を提供することはありません。地方公務員法第34条1項（職員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。）の規定に基づきます。

- ・本校以外の場所、例えばインターネット、掲示板、学校・学年だより等、本校並びに東久留米市教育委員会以外の第三者が自由に閲覧できる環境に児童個人が特定できる個人情報を公開する場合は、保護者の同意を必ず書面にて得てから公開します。

5.問い合わせ窓口

- ・個人情報の取り扱いに関する苦情、お問い合わせ、確認等につきましては、副校長または情報教育担当までお願いいたします。

問い合わせ先 東久留米市野火止三丁目5番1号 東久留米市立本村小学校
電話0424-74-0404

6.本方針は、平成17年4月1日に制定し、同日施行する。

<注>

1

「個人情報」とは、本校に在籍するまたは在籍したことのある個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいいます。

2

「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

なお、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいいます。

- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

「保有個人データ」とは、本校並びに東久留米市教育委員会が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、以下のものを除いたものをいいます。

- (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害がおよぶおそれのあるもの
- (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、当該個人またはその他、個人並びに組織の安全が害されるおそれ、もしくは信頼関係が損なわれるおそれまたは不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障がおよぶおそれがあるもの

Copyright (c) 2005 Honmura Elementary School in Higashikurume city. All Rights Reserved.